



かながわけん いしけっていしえん とりくみ
神奈川県の意思決定支援の取組について

ともに生きる
翔子



いしゃかい
ともに生きる社会
かながわけんしりょう
憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

Kanagawa Prefectural Government

れいわねんがつにち
令和4年11月28日
ふくしこ きよく
福祉子どもみらい局

津久井やまゆり園での意思決定支援

【特徴】

- 意思決定支援チームの設置
- 定期的なモニタリング

- 意思決定支援専門アドバイザーの配置
- 県職員による伴走型の支援

【成果】

- 生活の場の選択
- ：施設、グループホームなど生活の場の選択ができた。
- 利用者・支援者の変化
- ：本人の笑顔や意思の表明が増え、支援者にも利用者の好み分かり、支援の幅が広がった。

【課題】

- “社会生活場面(住居や職場など)”の意思決定は、さらなる支援が必要。
- コロナ禍で、引越し先やグループホームの体験が十分にできなかった。

【気づいたこと】

- “本人の望む暮らし”は、常に本人の心の声に耳を傾けることでわかってくる。
- 心の声は揺れ動くものだから、一度きりで終わりではない。
- 本人の望む暮らしを考えるためには、見たり聞いたり体験することが、極めて重要。
- 本人と望む暮らしをともに考え、支援者との双方向の喜びにつなげることが大切。

津久井やまゆり園の取組を踏まえた意思決定支援のあり方

- 【前提】 一人ひとりに尊重されるべき意思がある
- 【目的】 自らの意思が反映された生活を送ることができること
- 【特色】
- 1 心の声に耳を傾け「本人の望む暮らし」を一緒に考える。
 - 2 ゴールはない。
様々な体験等、トライアンドエラーを繰り返し、継続してやっていく。
 - 3 双方向性。当事者だけでなく職員や周囲の人たちの喜びにもつながるもの。
- 【今後】 本県の特徴とともに、他の先駆的な取組事例を盛り込んだ県版ガイドラインを作成し、事業者との対話(キャラバン)などを通じて全県に普及させる。

今後、必要とする障がい者全員が、適切に意思決定支援を受けられるようにすべきである

(令和4年3月「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望委員会」提言)

意思決定支援の全県展開【令和4年度の取組状況】

【取組状況】

- モデル施設で試行するための県版ガイドライン(試行版)を作成、県域8か所の障害者支援施設で試行中
- 県内施設、当事者団体、市町村へ直接出向いて、県版ガイドライン(試行版)について意見交換を実施中
- モデル施設での試行結果、関係者の意見などを反映した県版ガイドラインを作成予定
- ※ 完成後は、施設等へ直接出向いて説明
- ※ 各施設の良い取組を取り入れて、毎年ブラッシュアップ
- 施設職員、相談支援専門員などを対象にした研修を実施中

【県版ガイドライン(試行版)に対する主な意見】

県内障害者支援施設

- 内容は理解できる。納得できる。
- これくらいの分量ならいい。
- こうしたガイドライン、指針があると職員間で共有でき、分かりやすい。
- 自分たちがやっていることを評価することができる。
- 文章が多い。
- 福祉経験の少ない職員だと内容が伝わるか疑問。これらの職員にもわかりやすくしてほしい。

意思決定支援の全県展開【県版ガイドライン(今年度策定予定)】

【概要】

- 国のガイドラインを補完し、施設での具体的な支援方法を記載
- チェックリスト方式で、使い勝手や読みやすさを重視

【チェックリストの例】

3意思実現支援

4-10人間関係と社会的活動の範囲の拡大

	生活支援員等
概要	<p>利用者の人間関係の広がりをもとに、より豊かな社会的活動の範囲を広げ、さらに人間関係を広げていく。</p>
実行すべき行動	<ul style="list-style-type: none"> □ 入所施設においては、利用者の人間関係・社会的活動の範囲が限定されがちであることを認識し、施設内に限定せず、地域資源を活用するなど生活の範囲が広がるよう工夫している。 □ 新たな体験や活動をもとに、入所施設の関係者や家族以外の、ボランティア等安心できる人を増やすことができている。 □ ボランティア等を利用するにあたって、支援で得られた利用者の意思表示等の方法、行動の理解、外出等の必要なかわり方を説明するなど、利用者がかわりやすいように工夫している。